

## 後期高齢者医療保険料軽減制度の改正

問合せ 町民課 後期高齢者医療担当

埼玉県後期高齢者医療保険料の軽減措置は、今年度以降、次のとおり改正されます。

なお、平成29年度の後期高齢者医療保険料額決定通知書は、該当の方に7月にご案内します。

### 1 均等割額軽減措置の判定基準所得の改正

均等割額の軽減措置のうち、5割軽減と2割軽減となる判定基準所得が改正されます。

平成29年度：( )内は平成28年度の額 \* 8.5割軽減、9割軽減については変更ありません。

軽減割合	世帯（被保険者および世帯主）の総所得金額等
9割軽減	「基礎控除額33万円以下で被保険者全員が年金収入80万円」以下の世帯
8.5割軽減	「基礎控除額33万円」以下の世帯
5割軽減	「基礎控除額33万円 + <b>27万円</b> (26.5万円) × 被保険者数」以下の世帯
2割軽減	「基礎控除額33万円 + <b>49万円</b> (48万円) × 被保険者数」以下の世帯

### 2 所得割額の軽減措置の改正

所得割額を負担する方のうち、基礎控除後の総所得額が58万円以下の方の軽減措置は**平成29年度に2割軽減となり、平成30年度には軽減なし**となります。

	平成28年度	平成29年度	平成30年度	
所得割額	<b>5割軽減</b>	<b>2割軽減</b>	<b>軽減なし</b>	*平成29年度までが特例的な軽減措置で、平成30年度以降が法令の本則です。

### 3 職場の健康保険等の被扶養者だった方の軽減措置の改正

後期高齢者医療制度の資格を得た日の前日に職場の健康保険等の被扶養者だった方は、平成29年度は所得割額が課されず、**均等割額は平成29年度7割軽減、平成30年度5割軽減、平成31年度以降は後期高齢者医療制度の資格取得後2年間は5割軽減（3年目以降は軽減なし）**となります。

	平成28年度	平成29年度	平成30年度以降
所得割額	賦課なし	賦課なし	賦課開始時期検討中

	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度以降
均等割額	<b>9割軽減</b>	<b>7割軽減</b>	<b>5割軽減</b>	資格取得後 <b>2年間5割軽減</b> (3年目以降は軽減なし)

\*平成30年度までが特例的な軽減措置で、平成31年度以降が法令の本則です。  
軽減措置が廃止されても、低所得者に対する軽減措置の適用があります。

**平成29年度 人間ドック 助成**

**対象** ①小川町国民健康保険に加入している、平成30年3月末現在で40歳以上の方  
②小川町で埼玉県後期高齢者医療制度に加入している方

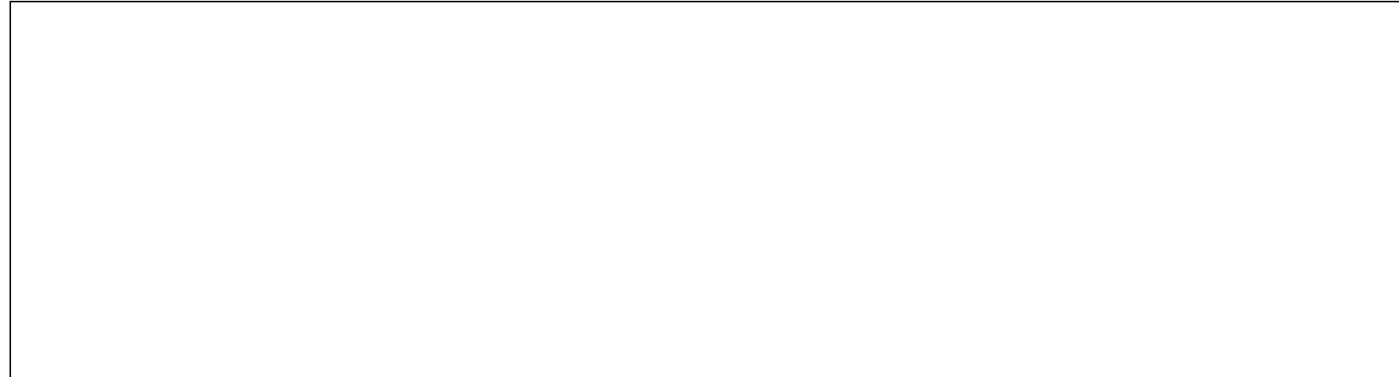
**申込み** 5月1日(月)～5月25日(木)

\*往復はがきによる申込みを予定しています。  
\*定員を超えた場合は抽選となります。  
\*詳細は、広報おがわ5月号に掲載します。  
\*町HPでもお知らせします。

**問合せ** 町民課 国民健康保険担当・後期高齢者医療担当

**検査内容について** 健康福祉課 保健衛生担当

☎ 74-23323



## 70歳以上の方へ医療費の高額療養費制度の改正

1日～末日の1か月間の医療費自己負担額が限度額を超えた場合、限度額を超えた分が支給される高額療養費制度について、平成29年8月と平成30年8月の2回に分けて変更されます。なお、外来・入院とも、個人ごとのひとつの医療機関窓口での負担は、それぞれの限度額までです。また、一般区分の方には、新たに年間の上限額が設けられることになりました。  
\*いずれも(注)の金額は、多数回(4回目以降)該当の場合

### 一段目改正 (平成29年8月～平成30年7月) \* グレー枠内が改正内容

区分	自己負担限度額 (月額)	
	外来 (個人単位)	入院+外来 (世帯単位)
現役並み所得者 住民税課税所得 145万円以上	<b>57,600円</b> (現行44,400円)	80,100円+ (医療費-267,000円) × 1% (注44,400円)
一般 住民税課税所得 145万円未満	<b>14,000円</b> <b>年間上限</b> <b>144,000円</b> (現行12,000円、 年間上限なし)	<b>57,600円</b> (注44,400円) (現行44,400円)
低所得者Ⅱ 住民税非課税		24,600円
低所得者Ⅰ 住民税非課税 (所得が一定以下)	8,000円	15,000円



### 二段目改正 (平成30年8月～) \* グレー枠内が改正内容

区分	自己負担限度額 (月額)	
	外来 (個人単位)	入院+外来 (世帯単位)
住民税課税所得 690万以上	<b>252,600円+</b> (医療費-842,000円) × 1% (注140,100円)	
住民税課税所得 380万以上	<b>167,400円+</b> (医療費-558,000円) × 1% (注93,000円)	
住民税課税所得 145万以上	<b>80,100円+</b> (医療費-267,000円) × 1% (注44,400円)	
一般 住民税課税所得 145万円未満	<b>18,000円</b> <b>年間上限</b> <b>144,000円</b>	57,600円 (注44,400円)
低所得者Ⅱ 住民税非課税		24,600円
低所得者Ⅰ 住民税非課税 (所得が一定以下)	8,000円	15,000円

小川町国民健康保険・後期高齢者医療制度に加入している方へ

## 保養施設をご利用ください!

皆さんの健康保持と増進のため、ホテル・旅館等の契約保養施設の宿泊利用への助成を行っています。詳細は町民課で配布中のパンフレット・申込書でご確認ください。町HPにも掲載しています。

\*予算を超える申請があった場合は受付を終了することがあります。

**対象** 宿泊日現在、小川町国民健康保険、または小川町で後期高齢者医療制度に加入している方

**助成額** 大人2,000円 小人(小学生まで)1,000円

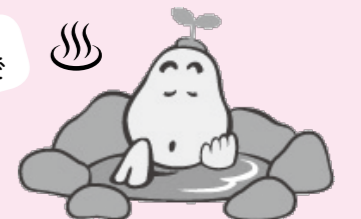
\*1泊あたりの助成額です。

\*年度内1人2泊まで助成します。

**注意事項** 保険料(料)の納付が遅れている(世帯)の方は利用できません。

**問合せ** 町民課 国民健康保険担当・後期高齢者医療担当

詳細は  
パンフレットで



国保マスコット 健康まるくん